

## 大阪府委託訓練事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、離職者や求職者の就職を支援するため、仕事に活かせる知識やスキルを身につけていただく職業訓練を専修学校等の民間教育訓練機関を活用して実施しています。

本事業は、民間教育訓練機関が有する知識やノウハウ等により効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「平成30年度大阪府の予算の成立」を前提に実施される停止条件付きの事業です。

そのため、国との協議が整わない場合や、大阪府の予算が成立しない場合には、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

また、長期高度人材育成コースの科目（「介護福祉士」及び「保育士」以外の各資格取得コース）の選定にあたっては、選定委員会の開催前に、訓練内容について厚生労働省に事前協議を行い、承認が得られることが条件です。（厚生労働省に対する事前協議は大阪府が行います）

### 1 事業名

大阪府委託訓練事業

#### (1) 事業の趣旨・目的

就職に必要な知識や技能を習得させる職業訓練を、専修学校等の民間教育訓練機関に委託して実施し、離職者や求職者の早期就職を支援する。

#### (2) 事業概要及び委託単価上限額

別添、各委託訓練事業の「仕様書」のとおり。

### 2 スケジュール

・公 募 開 始	平成29年10月31日（火）
・説 明 会 開 催	平成29年11月10日（金） 午後2時00分から 離職者等再就職訓練（知識等習得コース） デュアルシステム訓練
	午後3時45分から 離職者等再就職訓練（長期高度人材育成コース）
・質 問 受 付 締 切	平成29年11月14日（火）
・提 案 書 類 提 出 日	平成29年11月30日（木）・12月4日（月）
・選 定 委 員 会	平成30年1月中旬頃
・契 約 締 結	
・事 業 開 始	
・事 業 終 了	} 訓練科目ごとに異なります。

### 3 公募参加資格

次に掲げる(1)～(21)までの要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※(1)は、共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。(15)は、共同企業体の構成員のいずれかが有していればよい。）

(1) 日本国内に営業所を有し、大阪府内において公共職業訓練を開講できるとともに、本事業に係る企画立案及び経理処理など各種事務の的確な処理・個人情報の管理体制など、事業実施に必要な能力を有すること。

また、本事業を受託できる財政的健全性を有していること。なお、共同企業体は、申請代表者が構成員相互の関係を調整し、委託金の適切な執行、管理、報告書の作成等の事務的管理能力を有していること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法により改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(6) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8) 公的職業訓練に関して受託機会の制限を受けた者で、不正行為に係る処分を通知した日から起算して 3 年以内の期間を定めて受託機会を与えないとして、厚生労働省から通知のあった者で、当該期間を経過していない者でないこと。

(9) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(2) キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者（(2) キに掲げる者を除く。）でないこと。

(10) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給

付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。) に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (11) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険等又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(申請日現在において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- (12) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (13) 守秘義務を遵守すること。
- (14) 本事業の実施にあたり、大阪府との打合せなどに適切に対応できること。
- (15) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (16) 共同企業体については、提案上、1つの企業とみなし、応募書類提出後は、代表者及び共同企業体構成員の変更は原則として認めない。
- (17) 介護職員初任者養成研修科を提案する者は、大阪府内に介護員養成研修事業者の指定を受け、介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）に係る教育訓練を大阪府が設定する月に開講できる者であること。
- (18) 介護福祉士実務者研修科を提案する者は、大阪府内に厚生労働大臣が指定した介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）を有し、介護福祉士実務者養成に係る教育訓練を大阪府が設定する月に開講できる者であること。
- (19) 離職者等再就職訓練（長期高度人材育成コース）のうち、介護福祉士資格取得コースを提案する者は、学校法人または社会福祉法人とし、大阪府内において厚生労働大臣が指定した介護福祉士養成施設（2年課程）を有しており、介護福祉士養成に係る2年課程の教育訓練を平成30年4月2日（月）に開講する者であること。
- (20) 離職者等再就職訓練（長期高度人材育成コース）のうち、保育士資格取得コースを提案する者は、大阪府内に都道府県知事が指定した指定保育士養成施設を有しており、保育士養成に係る2年課程の教育訓練を平成30年4月2日（月）に開講する者であること。
- (21) 上記(19)及び(20)を除く離職者等再就職訓練（長期高度人材育成コース）の科目を提案する者は、大阪府内に養成施設を有する学校法人等とし、①当該訓練の受講修了により業務独占資格又は名称独占資格の国家試験の合格レベルを仕上がり像とするもの、②独立行政法人情報処理推進機構が作成するITスキル標準レベル3相当以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とするもの、③専修学校の専門課程であって、文部科学大臣が認定する職業実践専門課程の修了をめざすもの、④学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了をめざすもの、のいずれかに該当する職業訓練を平成30年4月2日（月）に開講できる者であること。

#### 4 応募の手続き

本事業に対して提案を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を下記の「(1)④ア・イ」により、持参して提出してください。

##### (1) 公募要領の配付及び応募書類の受付

① 配布開始日

平成29年10月31日（火） 午後2時以降

② 配付方法

人材育成課ホームページからダウンロード・印刷し、下記説明会に持参してください。

(※説明会場での配付及び郵送による配付は行いません)

( <http://www.pref.osaka.lg.jp/nokai/h-oshirase/k350-h30.html> )

③ 説明会の開催

と き 平成29年11月10日（金）

午後2時から 離職者等再就職訓練（知識等習得コース）

デュアルシステム訓練

午後3時45分から 離職者等再就職訓練（長期高度人材育成コース）

と こ ろ 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階

大会議室（大阪市住之江区南港北一丁目14-16）

参 加 説明会への出席には、事前申込が必要です。

「様式第13号 平成30年度 大阪府委託訓練事業 企画提案に係る説明会 出席申込書」に必要事項を記入の上、電子メールでお申込みください。

（申込み締切り：平成29年11月9日（木）正午）

（電子メールアドレス：[jinzaiikusei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jinzaiikusei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)）

また、出席者は、会場スペースの都合により、応募事業者1者（以下「者」という。）につき2名までお願いします。当日は、受付にて御名刺の提出をお願いします。

④ 企画提案書類の仮受付日及び本受付日と提出場所

企画提案書類は、仮受付日に必ずご持参ください。仮受付日に大阪府より指示があった箇所を修正等した上で、本受付日に再度、企画提案書類を提出してください。

仮受付を経ずに、本受付日に企画提案書類を提出することはできません。

ア 仮受付の日時

・離職者等再就職訓練（知識習得コース）

平成29年11月20日（月）、21日（火）、22日（水）、24日（金）及び  
29日（水）〔予備日〕の5日間

・離職者等再就職訓練（長期高度人材育成コース）

平成29年11月27日（月）、28日（火）及び29日（水）〔予備日〕の3日間  
受付時間は、午前10時から午後5時まで

平成29年11月13日（月）午前10時から11月17日（金）正午までに、「大阪府商工労働部雇用推進室 人材育成課 委託訓練グループ」あて仮受付の日時を電話予約してください。（電話 06-6210-9530または9531）

なお、最終日の11月29日（水）は、仮受付時において、内容に不備等があった場合の再提出日としているため、事前予約はお控えください。

イ 仮受付の実施場所

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）23階 中会議室及び共用会議室2

（大阪市住之江区南港北一丁目14-16）

※書類は必ず上記提出場所に持参してください。（郵送による提出は認めません）

※当日は、審査の状況により、お待ちいただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

ウ 本受付の日時

平成29年11月30日（木）、12月4日（月）の2日間

受付時間は、午前10時から午後5時まで

※本受付の日時は仮受付完了時に、共用会議室2にて予約してください。

エ 本受付の実施場所

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）23階 中会議室及び共用会議室2

（大阪市住之江区南港北一丁目14-16）

※書類は必ず上記提出場所に持参してください。（郵送による提出は認めません）

オ 費用の負担

企画提案書類の提出にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。

(2) 応募関係書類

\*別添の『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』に従って記入・作成してください。

様式	様式内容	備考
様式第1-1号又は 様式第1-2号	大阪府委託訓練事業企画提案書 大阪府委託訓練事業(長期高度人材育成コース)企画提案書	※デュアルシステム訓練に提案する場合は「企業実習受入先及び所在市町村名」を記入または一覧を別紙で作成して添付
様式第2号	誓約書	
様式第3-1号から 様式第3-4号	訓練実施機関・施設の概要・運営体制	
様式第4-1号から 様式第4-4号	就職支援体制	
様式第5号	講師名簿	
様式第6-1号	使用教材一覧表	
様式第6-2号及び 様式第6-3号	受講生の自己負担となるもの一覧表 (長期高度人材育成コース)	※長期高度人材育成コースを提案する場合のみ。
様式第7-1号 様式第7-2号 様式第7-3号	[カリキュラム] ・離職者等再就職訓練(知識習得コース) ・デュアルシステム訓練 ・離職者等再就職訓練(長期高度人材育成コース)	※提案科目の様式を使用すること。
様式第8-1号	大阪府委託訓練実施経費見積書	
様式第8-2号	大阪府委託訓練託児サービス経費見積書	※託児サービス付きを提案する場合は必須。

様式	様式内容	備考
様式第9号	障がい者の雇用状況についての報告書	※常用労働者の総数が50人未満の場合のみ提出。 ※常用労働者の総数が50人以上の場合は、公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』(平成29年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し。 (電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたもの提出のこと。)
様式第10-1号 様式第10-2号 様式第10-3号 様式第10-4号 様式第10-5号	共同企業体届出書 業務委託共同企業体協定書 委任状 使用印鑑届(代表構成員が代表取締役の場合) 使用印鑑届(代表構成員が受任者の場合)	共同企業体で参加する場合に提出(訓練事業毎に作成)
様式第11号	委任状	
様式第12号	平成30年度 大阪府委託訓練事業 企画提案に係る質問票	
様式第13号	平成30年度 大阪府委託訓練事業 企画提案に係る説明会 出席申込書	
企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト		提出書類の記入・作成時の注意事項に従うとともに、セルフチェック済の本様式を提出のこと。
その他の提出資料等	<p>ア 定款(寄付行為又は学則)の写し(原本証明必要)</p> <p>イ 会社案内(パンフレット)等の事業所規模等が明記された資料</p> <p>ウ 法人登記簿謄本(1部)(発行日から3か月以内のもの)</p> <p>エ 不動産登記簿謄本の写し・賃貸借契約書の写し等、施設が使用可能であることが確認できるもの</p> <p>オ 訓練実施施設(教室)及び事務室、談話室・コモンスペースの平面図</p> <p>カ 納税証明書(未納が無いことの証明)(各1部)(発行日から3か月以内のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書</li> <li>・大阪府内に事業所がない場合は、本社等を管轄する都道府県税事務所が発行するもの</li> <li>・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書</li> </ul> <p>※同一事業所で複数の訓練科目を提案する場合は、いずれかの企画提案書に原本を添付、残りの企画提案書は写しの添付で可。その際は、原本を添付する「訓練コース番号」と「訓練科目名」を写しに記入しておくこと。</p> <p>キ 有料職業紹介事業許可証又は無料職業紹介事業届出書(許可証)の写し(※該当事業所のみ)</p> <p>ク ジョブ・カード作成アドバイザー証の写し及び就職支援に関する資格証の写し</p> <p>ケ 「介護職員初任者養成研修科」、「介護・福祉サービス科」又は「介護福祉士実務者研修科」を提案する場合は、介護員養成研修等にかかる「指定通知書」の写し</p> <p>コ 離職者等再就職訓練(長期高度人材育成コース)について、「介護福祉士資格取得コース」を提案する場合は介護福祉士養成にかかる「指定通知書」の写し、「保育士資格取得コース」を提案する場合は保育士養成にかかる「指定通知書」の写し、「介護福祉士及び保育士以外の資格取得コース」を提案する場合は当該提案科目にかかる「認可証」または「指定通知書」等の写し</p>	

### (3) 企画提案書類の返却

企画提案書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。  
なお、企画提案書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

#### (4) 企画提案書類の不備

企画提案書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

#### (5) 提出方法

【ファイル見本】

##### ア 2部《正本1部、副本（コピー）1部》

正本、副本、1部ずつA4紙ファイルに綴って提出してください。

表紙及び背表紙には右の【ファイル見本】のとおり、

訓練科目名、学校名（会社名）を記入してください。

〈記入例〉 正 or 副、30年度、

（離）、経理事務科（〇か月）、〇〇専門学校

※背表紙は縦書きで記入し、

末尾に3cm程度の余白を設けてください。

正 29 年度 離 經 理 事 務 科 〇 か 月 （ 〇 校 下 以 下 余 白	正 30 年度 (離) 経理事務科（〇か月） 〇〇専門学校
--	--

↑  
背表紙部分

- ・離職者等再就職訓練（知識等習得コース）の仕様書に定めるR31及びR32の科目において、様式7-1号（委託訓練カリキュラム）に添付する分析資料（様式自由）
- ・デュアルシステム訓練の仕様書D09、D10及びD11の科目において、様式7-2号に添付する資料（様式自由）

イ 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』は副本の一番上に挟んで（ファイルに綴じ込まない）で提出してください。

ウ 様式第1-1号又は第1-2号を別途1部コピーし、ファイルに綴じずに企画提案書の正本及び副本と一緒に提出してください。（仮受付時に「整理番号」を付してお返します。）

エ 納税証明書は、原本各1部を正本に添付してください。（副本へのコピーの添付不要）

※ 複数科目に提案する場合は、コース番号が最も若い科目の企画提案書（正本）に原本を添付し、その他の科目の企画提案書（正本）にはコピーを添付してください。

なお、コピーの余白部分に、原本を添付した「訓練コース番号」と「訓練科目名」を記入してください。

記入例・・・「原本は、R10 経理事務科（4か月）に添付」

オ 仮受付日に、企画提案書の正本及び副本をご持参ください。仮受付の結果、不備事項があった場合は、大阪府から、不備事項の修正を求めるとともに正本をお返しますので、再度、本受付日に修正後の企画提案書類をご提出ください。（仮受付時に不備事項がなかった場合も正本をお返しますので、本受付日にあらためて提出してください）

カ 本受付日に企画提案書類を提出し、大阪府が受理した後の提案内容の差し替えは認めません。（大阪府が補正等を求める場合を除く）

キ 企画提案書類の提出にあたって、虚偽の記載をした者は本件公募への参加資格を失うものとします。

ク 提案可能数は、1科目に対して1事業者1提案とします。ひと月に複数コースの設定がある科目は、1事業者1コースしか提案できません。

ケ 企画提案書類の提出後は、理由の如何を問わず辞退することができません。

## 5 質問の受付

### (1) 受付期間

平成29年11月10日（金）の説明会終了後から同14日（火）の午後5時まで

## （2）質問方法

「様式第12号 平成30年度 大阪府委託訓練事業 企画提案に係る質問票」に質問内容を記入し、下記アドレスあて電子メールを送信してください。

\*電子メールアドレス：[jinzaiikusei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jinzaiikusei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

ア 電子メール送信後、必ず電話にてメール到着の確認をお願いします。

（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後6時まで。最終日は午後5時まで）

（電話：06-6210-9530または9531）

イ 質問に対する回答は人材育成課のホームページに掲載し、個別回答は行いません。

（ <http://www.pref.osaka.lg.jp/nokai/h-oshirase/k350-h30.html> ）

## 6 審査の方法

### （1）審査方法

ア （2）の審査基準に基づき、外部委員で構成する「大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による第1次審査及び第2次審査を行い、訓練科目ごとに優れた提案を行った者を設定している定員内で決定します。

イ 同一科目に対して5者以上の応募があった場合は、第1次審査の採点結果により、上位5者程度（長期高度人材育成コースの介護福祉士資格コースのみ上位10者程度）を対象に第2次審査を行います。

ウ 審査結果が100点満点中50点に満たない場合は、契約交渉相手方の対象外とします。

エ 第1次及び第2次審査の合計得点が同点となった場合は、第2次審査（訓練内容・カリキュラム内容、訓練中及び訓練修了後の就職支援内容）の得点が高い者を上位とします。

オ 企画提案書の記載内容について、現地調査を行う場合があります。

カ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

キ 委託先候補として選定された者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

### （2）審査基準

#### ○第1次審査

審査項目	審査内容	配点
審査内容	(1) 訓練実施体制	運営体制、施設設備等 10点
	(2) 就職支援体制	支援体制、取組み、目標就職率等 5点
	(3) 公的職業訓練就職率	公的職業訓練の過去の就職率 10点
	(4) 見積額（価格点）	最低見積額との比較 10点
	(5) 府施策への協力	府労働施策、障がい者の雇用状況等 5点
審査方法	各該当様式による	書類審査による —

○審査項目ごとの審査基準

(1) 訓練実施体制（10点）

評価事項		審査基準
最少開講人員	府が示す定員未満での開講の可否	開講可能最少人数 ÷ 定員 × 100 50%未満である場合 [2点]
運営体制	託児サービス提供の可否	子育て世代の女性の再就職支援を行うための「託児サービス（定員3名以上）」提供が可能である [2点]
	障がいのある受講生の受け入れの可否	障がい（精神・発達）のある受講生の受け入れが可能である [1点]
	運営体制充実のための取り組みを行っているか。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う職業訓練サービスガイドライン研修を受講又は受講申込みをしているか。 あり [1点]
施設設備	施設設備は充実しているか。	受講生1人あたりの教室面積が 2.00 m <sup>2</sup> 以上 [1点] 2.50 m <sup>2</sup> 以上 [2点]
		「訓練時間外等に利用できる教室等（自習室）」と「訓練施設内に受講生がいつでも自由に利用できる談話室・コモンスペースが」 設置されている [1点]
	障がい者が不自由なく利用可能な施設設備であるか。	同一建物内に障がい者対応トイレが設置されており、かつ、建物玄関から教室まで車いす等で介助なく移動が可能である [1点]

(2) 就職支援体制（5点）

評価事項		審査基準
就職支援体制	就職支援に係る責任者及び担当者がそれぞれ配置されているか。	就職支援に係る責任者と担当者が訓練校ごとに専任（週5日勤務）で配置されている。 加えて1名以上配置されている [2点]
		就職支援責任者又は担当者 キャリアコンサルタントが配置されている [1点]
	就職支援の取組みが充実していると共に、訓練受講生が求人情報を容易に取得できる環境であるか。	厚生労働省の「ハローワーク求人情報オンラインサービス」に登録し、求人情報のダウンロード内容が閲覧可能なパソコンが5台以上設置されている 設置 [1点]
		無料職業紹介の事業の届出（許可）または有料職業紹介事業の許可 届出または許可がある [1点]

(3) 公的職業訓練就職率（10点）

※公的職業訓練就職率実績がある場合、過去2年間で10コースを上限（単年度の対象コースは5コースを上限）に就職率の平均値で評価する。なお、平均値は、下記の計算式により算出することとする。

【計算式】 
$$(A + B) \div (A + C) \times 100$$

※A…各訓練コースにおける「中退者のうち中退就職者数」の合計

※B…各訓練コースにおける「修了者のうち修了就職者数」の合計

※C…各訓練コースにおける「修了者数」の合計

- ①今回提案する科目と同じ科目で府の訓練就職率実績がある場合。
- ②今回提案する科目以外で府の訓練就職率実績がある場合。なお、長期高度人材育成コースについては、本科生の就職率実績も可。
- ※①、②共に実績があり、②の点数の方が高い場合は②の点数を採用する。
- ③府の訓練以外で公的職業訓練就職率実績がある場合。なお、長期高度人材育成コースについては本科生の就職率実績。

評価事項	審査基準		
	①の場合	②の場合	③の場合
過去の就職率実績により配点	90%以上	[10 点]	[7 点]
	80%以上 90%未満	[9 点]	[6 点]
	70%以上 80%未満	[7 点]	[5 点]
	60%以上 70%未満	[6 点]	[4 点]
	50%以上 60%未満	[4 点]	[3 点]
	40%以上 50%未満	[2 点]	[1 点]
	35%以上 40%未満	[1 点]	[1 点]
	35%未満	—	—

#### (4) 見積額（価格点）（10点）

評価事項	審査基準
科目ごとの提案について、「最も低い見積価格」を最高得点とし、これを基準に「各事業者の見積価格」を比較して点数化する。	<p>価格点の計算方法（科目ごとに計算）</p> $10 \text{ 点} \times \frac{\text{最も低い見積価格}}{\text{各事業者の見積価格}} = \text{得点}$ <p>※見積額について、R05、R06、R11、R14、R16、R19 の【託児付】科目は、「訓練実施経費」と「託児サービス経費」の合計見積額で比較し、その他の科目は「訓練実施経費」の見積額で比較することとする。</p> <p>※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とする。</p>

#### (5) 府施策への協力（5点）

上限点数は5点とする。

評価事項	審査基準
公正採用選考人権啓発推進員の設置 (事業所単位)	常時使用する従業員数 25人未満 設置 [1点]
大阪企業人権協議会への加入	加入 [1点]
就職困難者の就労支援への協力	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔平成29年度は、一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C-S-T-E-P）〕 加入 [1点]
大阪府障がい者委託訓練事業（障がい者の態様に応じた多様な委託訓練）の提案・実施	大阪府障がい者委託訓練事業を「過去に受託かつ実施している」又は「今年度プロポーザルにおいて企画提案予定」である。 受託又は提案予定 [1点]
障がい者雇用	従業員数 50人以上の場合は実雇用率 3.6%以上 [5点]

	3.0%～3.59%	[4点]
	2.4%～2.99%	[3点]
	2.0%～2.39%	[1点]
	2.0%未満	[0点]
従業員数 50人未満の場合は実雇用者人数		
	5人以上	[5点]
	4人	[4点]
	3人	[3点]
	1～2人	[1点]
	0人	[0点]

## ○第2次審査

科目ごとに、第1次審査で合格した者（上位5者程度。長期高度人材育成コースの介護福祉士資格コースのみ上位10者程度）の中から「訓練内容・カリキュラム内容、訓練中及び訓練修了後の就職支援内容」の採点を行い委託先候補（契約交渉の相手方）としての選定（順位付け）を行う。

### (1) 審査内容、審査方法、採点基準及び採点方法について

審査内容	訓練内容・カリキュラム内容、訓練中及び訓練修了後の就職支援内容	
審査方法	様式による書類審査 <b>【共通】</b> 様式第3－4、4－1から4－4、6－1、7（該当様式）の各号 R31「子育て中の女性向けキャリアアップ応援科」（自由提案）【短時間訓練】及びR32 「若年者向けビジネススキルアップ科」（自由提案）【15歳以上40歳未満の方対象】 は、上記様式に加えて、受講生の正規雇用等の安定就職に繋がると考えられる事業分野・職種について分析（科目名を記載）した資料（A4・1枚（表裏記載可能・様式自由）  長期高度人材育成コースは、上記【共通】に加えて、 様式第6－2及び6－3号	
採点基準及び採点方法	① 訓練内容・カリキュラム内容（20点） 科目単位で採点を行う。 最も優れた企画提案を基準とした相対評価で、他の企画提案について採点を行う。 各委員の採点を基に選定委員会での審議により決定する。 （※同点の提案が複数生じても可）	
	② 訓練中及び訓練修了後の就職支援内容（40点） 提案者（法人・企業）単位で採点を行う。 ただし、次の訓練科目については、別途科目単位で採点を行う。 <b>○離職者等再就職訓練</b> - R31「子育て中の女性向けキャリアアップ応援科」（自由提案）【短時間訓練】 - R32「若年者向けビジネススキルアップ科」（自由提案）【15歳以上40歳未満の方対象】 <b>○デュアルシステム訓練</b> - D09「調理補助実践科」 - D10「しごと力養成+キャリアスタート実践科」【製造コース】 - D11「しごと力養成+キャリアスタート実践科」【建設コース】 <b>○離職者等再就職訓練「長期高度人材育成コース」の全科目（L01～L06）</b> 最も優れた企画提案を基準とした相対評価で、他の企画提案について採点を行う。 各選定委員の採点結果を基に、選定委員会での審議により決定する。 （※同点の提案が複数生じても可）	

(2) 訓練内容・カリキュラム内容、訓練中及び訓練修了後の就職支援内容（60点）

評価事項	得点	審査のポイント
訓練内容・カリキュラム内容	20点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府が示す訓練目標及び仕上がり像に対応した技能・技術修得が可能なカリキュラム内容になっているか。</li> <li>・訓練修了後、就職に結びつくことが期待できる内容になっているか。</li> <li>・カリキュラムの設定項目及び時間配分等は適切か。</li> <li>・使用教材、使用ソフト等は適切か。</li> <li>・就職に結びつく効果的な訓練とするための創意工夫がみられるか。</li> </ul>
訓練中及び訓練修了後の就職支援内容	40点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の雇用失業情勢や求人ニーズ等を把握・分析して、就職支援への取り組みに反映させているか。</li> <li>・訓練中におけるキャリアコンサルティングや面談等を通じて、受講生が希望する職種・就業形態などを踏まえ、きめ細やかな就職支援内容となっているか。</li> <li>・訓練修了後も受講生への連絡を密にし、最新の情報提供や相談・アドバイスを行えるようにしているか。</li> <li>・就職支援担当者のみでなく、訓練実施事業者全体としての支援体制がとれているか。</li> <li>・他者にない独自の就職支援方法や就職支援に関する多様なネットワークを有しているか。</li> <li>・就職支援内容について、具体的かつ実効性のある記載内容となっているか。</li> </ul>

（備考）円滑な委託訓練の実施を図る観点から、過去2年以内に本事業または大阪府障がい者委託訓練事業に係る苦情やその他訓練実施（選考試験の採点ミス等）に関して大阪府から文書指導を受けた場合、10点を減ずる。

(3) 審査結果

① 発表

発表
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次審査結果は、平成29年12月下旬に人材育成課のホームページにて公表します。</li> <li>・第1次審査結果は、企画提案書を受理した際に返却する科目毎の「整理番号」を使用し、合格者の「整理番号」のみ人材育成課のホームページで公表します。</li> </ul> <p>※ 第1次審査において、合格とならなかった場合は第2次審査へ移行しません。      （文書による結果の通知は行いませんので、ご注意ください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終結果は、企画提案を行ったすべての者に対して、平成30年1月下旬頃、郵送にて通知します。      また、人材育成課のホームページにおいても公表します。</li> </ul>

- ・選定過程の透明性を確保する観点から、公表に際しては、契約交渉の相手方として決定された者の名称とその得点・見積金額について報道提供資料により公表するとともに、全提案者名(申込み順)、全提案者の見積金額(金額順)、全提案者の得点（得点順）について人材育成課のホームページにて公表します。
- ※選定委員会の委員名及び議事要旨（質疑応答部分）については、平成30年度に計画するすべての大坂府委託訓練事業について、契約交渉の相手方が決定した後に、ホームページに掲載する予定です。
- ・不合格者が1者となった場合は、不合格者の見積金額及び得点は公表しません。

② 通知

- ・選定の結果、契約交渉の相手方として決定された者に対しては、平成30年1月下旬頃に

別途、文書で通知します。

(3) 契約

- ・契約交渉の相手方として選定された者と平成30年4月以降に隨時、契約を締結します。
- ・契約交渉の相手方として選定された者が、契約締結日までに本要領の「3 公募参加資格」に該当しなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外します。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の企画提案者に対して、企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- カ 同一の訓練コースにおける平成27年度・平成28年度の就職率の実績が、連続して3回以上35%を超えた場合。

## 7 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについて、訓練実施経費は訓練期間終了後、離職者等再就職訓練（知識等習得コース）における就職支援経費は就職支援期間終了後、離職者等再就職訓練（長期高度人材育成コース）における定着支援経費は定着支援期間終了後の精算払いとします。  
なお、訓練実施経費について、訓練期間が6か月以上の科目にあっては、訓練実施期間が3か月を経過するごとに精算払いにて支払うこととします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書をご提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。  
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は

額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

(9) 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に基づく義務

契約締結の相手方のうち常用労働者50人以上の事業主等については、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率が未達成の事業主については、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組みをしていただく必要があります。

詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センター（電話06-6360-9077または9078）にお問い合わせください。

## 8 その他

(1) 企画提案書の提出にあたっては、「大阪府委託訓練事業に係る企画提案公募要領」、「仕様書」とあわせて、「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」、「公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」（以下のホームページからご覧いただけます）を熟読し遵守してください。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

(2) 企画提案内容については、補足説明等をお願いすることができます。

(3) 契約に際して、企画提案書に記載された内容（訓練実施体制及び就職支援体制等）に虚偽の記載があった場合には、契約をしないことがあるほか、大阪府が被る損害について賠償を請求することができます。

(4) 個人情報については、適正に管理してください。